

令和元年10月16日

〒173-0021  
東京都板橋区弥生町77-3  
株式会社アニメイト 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野澤厚美  
TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## 再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当法人からの申入れに対し、令和元年5月7日付「申入書に対する回答」にてご回答をいただくとともに、申し入れを踏まえてご利用規約を一部変更していただき、ありがとうございました。

もともと、貴社の回答を精査したところ、消費者保護の観点から、再検討いただく必要があるとの結論に至りました。

つきましては、別紙のとおり改めて申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和元年11月18日までに上記連絡宛てに、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当法人ウェブサイトその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具

## 再申入事項

### 第1 損害賠償責任の免除条項(8条2項)について

#### 1 対象条項の内容

##### 第8条 免責事項

1～2 (略)

3.本条前二項の規定に基づき、利用者のご自身の責任において本サイトを利用するものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因して問題が発生した場合はこの限りではありません。

#### 2 再申入れの趣旨

変更後の本規約8条3項について、ただし書き中の「重過失」を「過失」に修正してください。

#### 3 再申入れの理由

(1) 貴社は、削除及び変更に応じられない理由として、変更後の本規約8条3項は、貴社の故意又は重過失に起因して問題が発生すれば貴社が責任をもつという趣旨であり、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求の全部を免除する趣旨ではないことを挙げられました。

(2) しかし、変更後の本規約8条3項ただし書きには「軽過失」が含まれていないため、貴社の軽過失の場合に債務不履行又は不法行為による損害賠償請求の全部が免除されることになります。

しかるに、消費者契約法では、同法8条1項2号又は4号により軽過失の場合の一部免除条項が許容されているだけであり、同法8条1項1号又は3号により、軽過失の場合の全部免除条項は一切許容されていません。

(3) したがって、変更後の本規約8条3項は、消費者契約法8条1項1号又は3号により無効となりますので、再申入れの趣旨のとおり、申し入れます。

### 第2 返品・交換等に関する条項について

#### 1 対象条項の内容

##### 第25条 返品・交換等

2. 当社の責めに帰すべき事由により商品に不具合等が発見された場合は、以下のとおり、商品の返品・交換等を承ります。

1～2 (略)

## 2 再申入れの趣旨

変更後の本規約25条2項柱書きのうち、「当社の責めに帰すべき事由により」を削除してください。

## 3 再申入れの理由

(1) 貴社は、改正民法を見据えた運用を行っていく必要があるとして、改正民法における契約不適合責任は債務者の帰責性を要求していると回答されました。

(2) しかし、変更後の本規約25条2項は、買主の追完請求権又は代金減額請求権について、売主(貴社)の帰責性を要求するものであるところ、改正民法では同請求権について売主の帰責性は不要とされています(改正民法562条1項、同563条 1 項・2 項)。

(3) したがって、貴社のご回答どおり、改正民法を見据えた運用を行っていく必要があるのであれば、変更後の本規約25条2項において売主(貴社)の帰責性は不要となりますので、再申入れの趣旨のとおり、申し入れます。

## 第3 専属的合意管轄条項(28条2項)について

### 1 対象条項の内容

#### 第28条 管轄裁判所

1. (略)

2. 前項の規定にも関わらず、協議によっても解決しない場合には、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 2 再申入れの趣旨

本規約28条2項を削除するか、あるいは「専属」との文言を削除してください。

### 3 再申入れの理由

(1) 貴社は、消費者契約法10条違反の主張を認めていない裁判例(大阪地方裁判所堺支部平成19年11月22日決定)を挙げられ、当団体からの再申入れを拒否されました。

(2) しかし、上記裁判例が存在していたとしても、平成31年4月16日付再申入書のとおり、貴社の顧客として全国の消費者が想定されていること及び貴社と消費者との経済格差等から、消費者側に横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所以外の選択の余地がない本規約28条2項は、消費者の権利を不当に侵害し、当事者間の公平を害する条項であることには変わりありません。また、実際にも、当法人による申入れの理由を理解し、専属的合意管轄条項を削除した事例は多数存在します(当法人ウェブサイト参照)。

(3) よって、改めて、再申入れの趣旨のとおり申し入れます。

以 上